明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成28年
12月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六九一〇号から第六九二八号まで
号外　第二六六号から第二八九号まで／特第四三号から特第四五号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
九三	公職選挙法の一部を改正する法律	二	267	四
九四	公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律	二	267	四
九五	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律	二	267	四
九六	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律	二	267	一一
九七	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律	二	267	一三
九八	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律	二	267	一三
九九	割賦販売法の一部を改正する法律	九	273	三
一〇〇	道路運送法の一部を改正する法律	九	273	八
一〇一	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律	九	273	一一
一〇二	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	一四	276	六
一〇三	官民データ活用推進基本法	一四	276	八
一〇四	再犯の防止等の推進に関する法律	一四	276	一一
一〇五	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	一四	276	一三
一〇六	道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律	一六	278	九
一〇七	がん対策基本法の一部を改正する法律	一六	278	一〇
一〇八	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律	一六	278	一一
一〇九	部落差別の解消の推進に関する法律	一六	278	三〇
一一〇	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	一六	278	三〇
一一一	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律	一六	278	三六
一一二	無電柱化の推進に関する法律	一六	278	三七
一一三	自転車活用推進法	一六	278	三八
一一四	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律	二六	285	八
一一五	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律	二六	285	一八

政令

		日	号外	ページ
三六六	河川法施行令の一部を改正する政令	二	267	一五
三六七	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令	二	267	一五
三六八	保険業法施行令の一部を改正する政令	二	267	一五
三六九	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七		二
三七〇	特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令	七		二
三七一	漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七		二
三七二	漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する政令	七		三
三七三	南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令	九	273	一九
三七四	火薬類取締法施行令の一部を改正する政令	一四	276	一五
三七五	確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令	一四	276	一七
三七六	官民データ活用推進戦略会議令	一四	276	一七
三七七	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令	一四	特44	一
三七八	財政制度等審議会令の一部を改正する政令	一六	278	四〇
三七九	消防法施行令の一部を改正する政令	一六	278	四〇
三八〇	中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令	一六	278	四一
三八一	道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一六	278	四二
三八二	道路運送法施行令の一部を改正する政令	一六	278	四二
三八三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	一六	278	四二
三八四	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令	二二		二
三八五	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二六	285	二〇